

## キャンプ場使用規則

この規則は北海道ドローン研究会で運用する多目的用地（キャンプ場）に於ける地域別の使用基準を記載したものです。

### 1 場所

札幌市南区真駒内 282-1、281-1、282-4

### 2 所有者

斉藤 龍一

### 3 管理者

北海道ドローン研究会

### 4 使用目的

テントキャンプ、オートキャンプ、休養・休憩、ドローン飛行・練習集会、アマチュア無線・移動局運用、スキー、スノーボード、水遊びその他の利用

### 5 利用条件

- (1) 「キャンプ場使用の注意」に同意する北海道ドローン研究会の会員及び会員の同伴者
- (2) 前項の同伴者及び一般の方で使用料を支払った方
- (3) 管理者に申し入れてその指示に従える方

### 6 利用料

- (1) 会員 無料
- (2) 会員の同伴者 200 円／1 日、一般 500 円／日、商用 5,000 円／日  
※ 1 日とは入場から 24 時間とし 24 時間を超えると 1 日加算する
- (3) 商用電源やその他の施設利用については別に定める  
・商用電源、トイレ（トレーラー）

### 7 利用の申し込み

北海道ドローン研究会に利用申し込み、利用料金が発生する場合は電子マネー（PayPay 等）にて入金する。

### 8 入・退場の通知

利用者は、入場時及び退場時には必ず管理者に届ける事とし、特異事項があれば通知すること。

### 9 管理者

北海道ドローン研究会事務局 高橋 福重（キャンプ部事務局）

- ・会員から LINE : Forest 、e-Mail : com@forest.ocn.ne.jp
- ・一般から HP <http://www.hds.comdrone.net>